

# 公認ライセンスマネージャー資格認定基準

2014年12月15日 施行  
2017年7月26日 改訂

## (目的)

第1条 本基準は、公認ライセンスマネージャー（以下、「CLM」という）資格の認定要件等に関して定めることを目的とする。

## (資格認定要件)

- 第2条 ソフトウェアライセンスに関する正しい知識を有しており、且つソフトウェアライセンスの正しい利用と適切な調達を行うことが可能である能力を有している者を、CLMとして認定する。
2. CLM資格の認定要件として、次のとおり定める。
    - (イ) 1年以内に、SAMACが認定した研修を受講し、これを修了していること。
    - (ロ) 1年以内に、SAMACが認定した試験に合格していること。

## (再試験)

- 第3条 SAMAC認定試験の結果、合格基準に満たない場合は、研修修了証書の発行日から1年以内に2回を限度として再試験を受けることができる。
2. 再試験を受けるためには、再試験料としてSAMACに5千円（消費税等別）を納めなければならない。

## (資格有効期間)

第4条 資格の有効期間は、資格認定後2年間とする。

## (資格更新要件)

- 第5条 資格の更新は行わない。有効期間を経過後は、再度ライセンスマネージャー研修を受講し試験に合格する必要がある。
2. 有効期間終了日より6ヶ月前から有効期間終了日6ヶ月後の間にCLM研修を受講、試験に合格することによって有効期間終了日翌日から2年間有効期間を延長する（参加費用（受講、試験）3万円）。
  3. 有効期間終了前・後に関わらずCLM研修受講後の試験に不合格となった場合は、有効期間終了日より半年以内であれば再試験を受験することができる（再試験料5千円（消費税別））。

## (本基準の改廃等)

- 第6条 本基準の改廃は、資格認定委員会が決定する。
2. 本基準に定めのない事項については、資格認定委員会が審議し決定できるものとする。

## (本基準の施行)

第7条 本基準は2014年12月15日より施行する。

以上